

香川県条例第18号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略	(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町 が処理することとする。																						
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																						
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～5 略</td><td></td></tr><tr><td>6 <u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以 下この項において「法」という。）に基づく事務の うち、次に掲げるもの（その事務所が一の市町の区 域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るもの に限る。）</u></td><td>高松市</td></tr><tr><td>(1) <u>法第10条第1項、第32条第2項及び第34条第 3項の規定による認証</u></td><td></td></tr><tr><td>(2) <u>法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条 第5項において準用する場合を含む。）の規定に よる公告及び縦覧</u></td><td></td></tr><tr><td>(3) <u>法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条 第5項において準用する場合を含む。）の規定に よる通知</u></td><td></td></tr><tr><td>(4) <u>法第13条第2項（法第39条第2項において準 用する場合を含む。）、第23条第1項、第25条第 6項、第31条第4項、第31条の8及び第32条の3 の規定による届出の受理</u></td><td></td></tr><tr><td>(5) <u>法第13条第3項（法第39条第2項において準 用する場合を含む。）並びに第43条第1項及び第</u></td><td></td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～5 略		6 <u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以 下この項において「法」という。）に基づく事務の うち、次に掲げるもの（その事務所が一の市町の区 域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るもの に限る。）</u>	高松市	(1) <u>法第10条第1項、第32条第2項及び第34条第 3項の規定による認証</u>		(2) <u>法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条 第5項において準用する場合を含む。）の規定に よる公告及び縦覧</u>		(3) <u>法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条 第5項において準用する場合を含む。）の規定に よる通知</u>		(4) <u>法第13条第2項（法第39条第2項において準 用する場合を含む。）、第23条第1項、第25条第 6項、第31条第4項、第31条の8及び第32条の3 の規定による届出の受理</u>		(5) <u>法第13条第3項（法第39条第2項において準 用する場合を含む。）並びに第43条第1項及び第</u>		<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～5 略</td><td></td></tr><tr><td>6 削除</td><td></td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～5 略		6 削除	
事務	市町																						
1～5 略																							
6 <u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以 下この項において「法」という。）に基づく事務の うち、次に掲げるもの（その事務所が一の市町の区 域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るもの に限る。）</u>	高松市																						
(1) <u>法第10条第1項、第32条第2項及び第34条第 3項の規定による認証</u>																							
(2) <u>法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条 第5項において準用する場合を含む。）の規定に よる公告及び縦覧</u>																							
(3) <u>法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条 第5項において準用する場合を含む。）の規定に よる通知</u>																							
(4) <u>法第13条第2項（法第39条第2項において準 用する場合を含む。）、第23条第1項、第25条第 6項、第31条第4項、第31条の8及び第32条の3 の規定による届出の受理</u>																							
(5) <u>法第13条第3項（法第39条第2項において準 用する場合を含む。）並びに第43条第1項及び第</u>																							
事務	市町																						
1～5 略																							
6 削除																							

2項の規定による認証の取消し

- (6) 法第17条の3及び第17条の4後段の規定による選任
- (7) 法第18条第3号の規定による報告の受理
- (8) 法第25条第3項の規定による認証（所轄庁の変更を伴う定款の変更に係るものを除く。）
- (9) 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の受理
- (10) 法第29条の規定による事業報告書等の受理
- (11) 法第30条の規定による事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写
- (12) 法第31条第2項の規定による認定
- (13) 法第32条の2第3項の規定による意見の陳述及び調査の受託
- (14) 法第32条の2第4項の規定による意見の陳述
- (15) 法第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (16) 法第41条第2項の規定による書面の提示及び交付
- (17) 法第42条の規定による改善命令
- (18) 法第43条第4項の規定による書面の交付
- (19) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- (20) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の受理

7～29 略

30 略

丸亀市 善
通寺市 観

7～28 略

29 香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号。以下この項及び30の項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場に係るものに限る。）
(1)～(10) 略

30 条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物以外の路外駐車場に係るものに限る。）

略

丸亀市 善
通寺市 観

(1) 略	音寺市 土 庄町 多度 津町	(1) 条例第11条第2項の規定による適合証の交付 (2) 条例第12条第1項の規定による届出の受理	音寺市 多 度津町
(3) 条例第13条及び第16条の規定による指導等		(3) 条例第12条第2項の規定による変更の届出の 受理	
(4) 条例第15条第1項及び第22条第3項の規定に による報告の徴収		(4) 条例第13条の規定による指導等 (5) 条例第14条の規定による届出の受理 (6) 条例第15条第1項の規定による報告の徴収	
(5) 略		(7) 条例第15条第2項の規定による書面の徴収 (8) 条例第16条の規定による指導等 (9) 条例第17条第1項及び第2項の規定による勧 告 (10) 条例第18条第1項の規定による公表 (11) 条例第18条第2項の規定による意見を述べる 機会の付与 (12) 条例第19条第1項の規定による適合状況等の 聴取及び立入調査 (13) 条例第22条第2項の規定による通知の受理 (14) 条例第22条第3項の規定による報告の徴収 (15) 条例第22条第4項の規定による措置の要請	
(6) 略			
(7)～(9) 略			
(10) 略			
(11) 略			
30の2 略	土庄町 多 度津町	30の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律（平成18年法律第91号。以下この項にお いて「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲 げるもの (1) 法第12条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第12条第2項の規定による変更の届出の受 理 (3) 法第12条第3項の規定による命令 (4) 法第53条第2項の規定による報告の徴収及び 立入検査等	多度津町
(1) 法第12条第1項及び第2項の規定による届出 の受理			
(2)・(3) 略			
31～41 略		31～41 略	
42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項にお いて「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲	略	42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項にお いて「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲	略

げるもの (1)～(10) 略		
42の2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下この項において「法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第5条第7項（法第6条第4項において準用する場合を含む。）及び第7条第5項（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意 (2) 政令第1条の規定による意見の聴取	高松市	
42の3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第4項第2号（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意 (2) 法第7条第9項第1号（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議 (3) 法第7条第11項第1号（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取	高松市	
43 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。） (1)～(16) 略	略	
44～51の2 略		
52 略	土庄町 多	
43 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。） (1)～(16) 略	略	
44～51の2 略		
52 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項に	多度津町	

	度津町	おいて「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条、第13条第1項及び第4項並びに第14条の規定による届出の受理 (2) 法第18条第1項の規定による報告等の要求及び立入検査 (3) 法第19条の規定による命令	
52の2～55 略			52の2～55 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の30の項及び30の2の項の改正規定、同表に42の2の項を加える改正規定、同表の52の項の改正規定並びに次項の規定 平成26年4月1日
 - (2) 別表第1の6の項の改正規定及び附則第3項の規定 平成26年10月1日
 - (3) 別表第1に42の3の項を加える改正規定 規則で定める日
(経過措置)
- 2 前項第1号に定める日前に改正後の別表第1の30の項、30の2の項、42の2の項若しくは52の項に掲げる事務に係るそれぞれの法令若しくは条例の規定により知事がした処分その他の行為又は同号に掲げる改正規定の施行の際現に当該法令若しくは条例の規定により知事にされている届出その他の行為で、同日以後においてこれらの項の規定により同表の右欄に掲げる市町の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令又は条例の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長にされた届出その他の行為とみなす。
- 3 附則第1項第2号に定める日前に特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により知事がした処分その他の行為又は別表第1の6の項の改正規定の施行の際現に同法の規定により知事にされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の同項の規定により高松市長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、高松市長がした処分その他の行為又は高松市長にされた申請その他の行為とみなす。